

～ つくるうよ みんなのくらしを 選挙から ～

4月8日 千葉県議会議員選挙投票日



千葉県議会議員選挙は、3月30日 金 に告示され、4月8日 日 が投票日です。

投票時間 午前7時から午後8時まで
投票所 第1投票所 神崎小学校体育館
第2投票所 米沢小学校体育館
藤の台にお住まいの方の投票所は、第2投票所の米沢小学校体育館となります。

投票日に用事がある方は期日前投票を
投票期間 3月31日 土 ～ 4月7日 土 の毎日
投票時間 午前8時30分～午後8時
投票できる方

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方
期日前投票所 役場1階小会議室
病院などに入院中の方は不在者投票を
指定病院や老人ホームなどに入院（入所）している方は、施設内で不在者投票ができます。

身体に障害のある方は郵便による投票を
郵便による不在者投票ができる方
身体障害者手帳を持っている方
戦傷病者手帳を持っている方
介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」発行の申請をしてください。

最近、神崎町へ転居して来られた方へ
平成18年12月30日以降に本町に転居して来られた方は、本町では投票できませんが、千葉県内の他の市町村から転居された方は、旧住所地で投票できる場合があります。

なお、この場合、投票の際には、町長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要となります。

選挙区及び定数の変更について

今回の選挙から選挙区及び定数の変更がありました。香取郡選挙区の区域は、神崎町、多古町、東庄町で定数は1名となります。

千葉県議会議員選挙区図



()内は定数です

期日前投票所の 投票立会人を募集します

町選挙管理委員会では、千葉県議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人を募集します。

町民の皆さんに選挙に対する理解と関心を深めていただくとともに、実際に選挙の投票所用務に携わることで、選挙を身近なものと感じていただきたいと思ひます。

皆さんからの多数の応募をお待ちしております。

資格 千葉県議会議員選挙の選挙権を有する方(20歳以上で、神崎町に3ヶ月以上在住)
内容 期日前投票期間に投票手続きの全般の立会い

期間 3月31日 土 ～ 4月7日 土

時間 午前8時20分～午後8時30分

報酬等 日額9,600円支給(他に昼食、夕食支給)

募集人員 期日前投票日(全8日間)ごとに2名とし、応募多数のときは抽選といたします。

応募方法 3月16日 金 までに、町選挙管理委員会へ電話で応募してください。応募時に、氏名・住所・生年月日・職業・電話番号・所属政党・立会いできる日をお聞きします。

選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会(722111 内線211)まで。